別記様式第２号（第３条関係）

記入例

自動車保管場所届出書（新規・(変更)）			自動車の区分	(登録)・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
トヨタ	ＡＢＣ１２－ＥＦ	ＡＢＣ１２－３４５６７８９	長さ 469 センチメートル 幅 169 センチメートル 高さ 148 センチメートル	
自動車の使用の本拠の位置	福岡市博多区東公園７番７号－７０７号			
自動車の保管場所の位置	福岡市博多区東公園７番７号 （変更前 福岡市中央区天神１丁目１番１号 ）			
※保管場所標章番号				

上記の事項について届出をします。

〇年〇月〇日

博多警察署長殿

〒（８１２－８５７６）

届出者 住所 福岡市博多区東公園７番７号－７０７号

（０９２）〇×□局〇×△□番

（フリガナ）ハカタ ハナコ

氏名 博多 花子

備考 1 法第５条、第13条第３項及び附則第７項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第７条第１項（第13条第４項及び附則第８項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を〇で囲むこと。
2 自動車の区分の欄は、法第４条第１項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を〇で囲むこと。
3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。
5 ４(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
6 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

注意 本届出に関して代理人に代理権を授与する場合は、委任状の提出をお願いします。

［アルファベット記入例］ＡＢＣÐＥＦＧＨｉＪＫＬＭＮŌＰＱＲＳＴＵ∇ＷＸＹＺ

保管場所使用権原	(自己)・他人・共有

届出車両	1 新規 (2) 代替

前車登録番号	
現車登録番号	福岡５８３す〇△×□

連絡先（代理人）	氏名 福岡 太郎 電話番号（０９２）〇×△－〇×△□	代理権 (1) 有 2 無